

告 示

埼玉県選管告示第九号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

選挙分会長の職務を代理すべき者	選挙分会長	職務
埼玉県川口市	埼玉県鶴ヶ島市	住所
菅克己	長峰宏芳	姓